

介護保険はみんなで支えあう制度です

介護保険制度は、40歳以上の方全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を納め、介護が必要と認定された時、費用の一部（原則1割）を支払って、介護サービスを利用する制度です。

・要介護の認定が必要です

介護サービスを利用するときは、要介護状態または要支援状態の認定を受けるために、町に要介護認定の申請を行う必要があります。（40歳から64歳までの方は、脳血管疾患など16の特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方以外は、対象となりません。）

▶介護保険料について

・40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

所得によって異なり、加入している医療保険料と合わせて納めていただきます。

区分	保険料の決め方	保険料の納め方	納期
国民健康保険に加入している方	保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、世帯ごとに決められます。 介護保険分(限度額17万円)＝所得割＋均等割 ※詳しくは、町民課税係 ☎ 2112へ	町から送付する納付書で医療保険分とあわせて世帯主が納めます。	7月～2月 (8期)
職場の医療保険に加入している方	介護保険料＝給与および賞与×介護保険料率	医療保険分とあわせて給与及び賞与から差し引かれます。	毎月 (12回)

・65歳以上の方（第1号被保険者）

介護保険は3年ごとに保険料の見直しをおこなっています。保険料の額は、3年間（令和3年度～令和5年度）に提供される介護サービスの費用の見込に基づき、保険給付に要する費用の約23%を65歳以上の方の人数で割り返した額を保険料基準額（年額）としています。

あなたの保険料は？

生活保護を受給している

はい → 第1段階

いいえ → 本人が住民税を納めている

本人が住民税を納めている

いいえ → 第1段階

はい → 同じ世帯に住民税を納めている人がいる

同じ世帯に住民税を納めている人がいる

いいえ → 老齢福祉年金を受給している

はい → 第1段階

いいえ → 老齢福祉年金を受給している

老齢福祉年金を受給している

はい → 第1段階

いいえ → 昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が
A: 80万円以下
B: 80万円超～120万円以下
C: 120万円超

本人が昨年の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下である

はい → 第4段階
いいえ → 第5段階

昨年の合計所得金額が
D: 120万円未満
E: 120万円以上～210万円未満
F: 210万円以上～320万円未満
G: 320万円以上

D → 第6段階
E → 第7段階
F → 第8段階
G → 第9段階

令和4年度
基準額：66,000円（年額）
5,500円（月額）

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
基準額×0.3	基準額×0.5	基準額×0.7	基準額×0.9	基準額	基準額×1.2	基準額×1.3	基準額×1.5	基準額×1.7
19,800円/年額	33,000円/年額	46,200円/年額	59,400円/年額	66,000円/年額	79,200円/年額	85,800円/年額	99,000円/年額	112,200円/年額

保険料の納め方		納期
年金額の年額が18万円以上の方：年金から天引き(特別徴収)		偶数月(年6回)
年金額の年額が18万円未満の方：町から送付する納付書で納付(普通徴収)		7月～2月(8期)

※合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。給与所得及び年金所得がある場合は、それらの合計額から10万円を控除した金額です。また、土地建物の譲渡所得がある場合は特別控除後の金額です。

▶問合せ 保健福祉課 ☎ 1603、☎ 1607